### 國學院大學学術情報リポジトリ

婦女の「歸家」: 「歸家得嫁」と「天下女徒已論歸家」

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 飯島, 和俊
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0000830

### 婦女の「歸家」

### ―「歸家得嫁」と「天下女徒已論歸家」

飯島和

俊

キーワード

女徒 貞婦 帰家 顧山銭 得嫁

### はじめに

室を奮起させる起家も見てきた。国と家は、祭祀を相互に扶助参画することで繋がりを持つ。宗廟と家祀との繋がりは、当時の有力家、 新する。また、忠貞の評価の高い者、嘗て侯に列していて、破家絶祀となった功臣の末裔を抜擢登用して、停滞したり退潮感の増した帝 させて、国と家が哀悼を共感しあえる「送喪歸家」を大切にした。国が家の死葬に関わることで、郡県郷里を介して国との結び付きを更 功労に対して、賜爵のほかに、光祿大夫―郡都尉を経由して、県官の棺椁衣服、葬銭の支給を後援し、県道長吏や郷の有秩吏などを臨葬 起こしたりして、国は家を大事にする。そういう面で帰家は、葬喪儀礼をも含み、庶士庶人が吏や軍士として果たす為官府―従事公者の 戦国秦漢時代の国と家の関係を整理してきたのだが、国の側から見た家は、諸侯王家や列侯家を厳しく処断しても、新たに王子侯家を

婦女の「歸家」

況にあり、庶人庶士の家や、破家絕祀となった家を奮い起こすことに意味があった。 特に王子侯家や功臣家の没落、 つまり亡嗣滅家、 破家絶祀の増大は、皇室の求心力を衰えさせた。国としての一体感が覚束なくなった状

得嫁」を手掛かりとして史料を整理して、女官の帰家や、女徒帰家を産みだした状況を見て行きたい。 の帰家とは違った、見過ごされていた、国が家に期待している側面が窺えることと思う。 広く賜爵によって郡国県郷里に家廟家祀の有る家として格付けた。しかし、時代とともに変質して行く。この流れの中で、家の主柱とし て帰家する男―父夫から、婦女と家との関係に視点を移してみたい。婦女の帰家から、 帝国形成期の国と家の結び付きは、創業者と従事公者の協力の賜であり、創業者は功績者の功献を封建して応え、諸侯王家列侯家とし、 家の持つ意味、国と家との結び付きについて、男 婦女の場合の帰家として、前漢末平帝の 「歸家

## ・平帝崩御に際する詔の「歸家得嫁」を手掛かりに

は、 布された詔の後半部分に注目したい。 ていた。顔師古は、平帝の謀殺説にも触れながら、 年)に「歸家得嫁」の記事があるに過ぎない。平帝の崩御は、即位五年で当時十四歳である。また、安漢公王莽の権柄盛んな時期にあたっ "漢書』の帝紀からは、 まずは、平帝―王莽期の国と家の関係から考えてみる。婦女の場合の「歸家」に関わる記事は、多くの事例があるわけではない。『史記』 | 王莽が皇帝を毒殺した「移檄郡國言莽鴆殺孝平皇帝(『漢書』卷八十四翟方進傳)」という意の檄を飛ばしている。その崩御の際に発 文帝故事として宮廷女官の「歸家」がある。そして、百五十年以上隔てた、平帝崩御の際 翟義が移書して「莽鴆弑孝平皇帝」と断じていることを紹介している。列伝では翟義 (平帝元始五(A.D.05

無不顧哀、 冬十二月丙午、帝崩于未央宮。大赦天下。 每疾一發、 氣輒上逆害於言語、 有司議曰禮臣不殤君。皇帝年十有四歲、宜以禮斂加元服。 故不及有遺詔。 其出媵妾、皆歸家得嫁、 如孝文時故事(『漢書』 奏可。 葬康陵。詔曰「皇帝仁 卷十二孝平帝紀)」。

平帝元始五年冬十二月丙午、 帝、 未央宮に崩る。天下に大赦。 有司議して曰く、「礼に不殤の君に臣たるとあり。皇帝年十 -四歲、 宜しく

孝文時故事」と結ぶのである。このような内容表記とはどういうことだろうか。 孝文故事に倣ったもの、とする。この末文の「歸家得嫁」に注目したい。「故不及有遺詔」から突然「其出媵妾皆歸家得嫁」であり、「如 はないという。それでも臨終の際に、媵妾を出す、つまり召し放ちするのは、「歸家得嫁」して人のことを完結させるということであり、 補注は、沈欽韓の「五經異義云許君案禮云、臣不殤君、君子不殤、父君無子而不爲立廟、是背禮棄義、罪之大者」との解釈に由っている。 礼を以て斂 れ勝妾を出し、皆帰家して嫁ぐを得しむこと、孝文時の故事の如くす」、とある。少年皇帝の最後が意識混濁に陥っている。それで遺詔 義の本分に悖ることで、嗣祀(日継)が途絶えるという事で宗祖霊に対する罪は大きい、ということであろう。この詔の後半、「皇帝の 許君とは後漢の人許愼である。礼に「臣不殤君」とあるのは、殤を夭逝と解せば、結果は無子、父君無子なれば立廟を為さず、これは礼 (斂葬)には元服を加うべし」と。奏可さる。康陵に葬る、とある。ここで「臣不殤君」の解釈に苦しむ。 顧み哀れまざる無し、疾いの一たび発する(発作)毎に、気は輒ち上、逆して言語を害す。故に遺詔を有すに及ばず。

に倣ったとあるので、当該の遺詔を確認する。孝文後元七(B.C.157)年の記事である。 帰るべき家とは、父兄のいる家、「得嫁」とは、帰家した家からの得嫁、つまり他家へ嫁ぐという女子の大事、家の大事と思われる。国は、 それに当たるようである。婦女にとって帰家は文字通り家に帰る、還されるで、婦女にとって帰るべき家があるとは、どう言う事なのか。 女官を召し放ち、父兄の家にその後を委ねる、という事になるのであろうか。宮廷の婦女が召し放ちされるについては、孝文帝時の故事 「出媵妾」とは、注に師古の「媵妾、皇后に從ひ倶に來る者を謂ふ。媵の言は送なり」を採っている。「歸家得嫁」とは、どのようなこ 男の場合の帰家が「以病歸家」「免官歸家」であり、「終於家」「死於家」へと展開するが、媵妾や後宮美人にとっては「得嫁」が

絕たしむなれ。以て吾が不德を重ねなば、天下に何をか謂わん。朕宗廟を獲保して、眇眇たるの身を以て天下君王の上を託されて、 しめ久しく臨ましめて、以て寒暑の数を罹むらしむは、人父子を哀れみ、長老の志を傷なわん。其の飲食を損ない、鬼神の祭祀をも 理り、物の自然なれ、奚ぞ哀を甚々しくす可きにや。当今の世、咸な生くるを嘉みして死するを悪む、厚く葬りては以ては業を破り、 重く服しては以て生を傷つく。吾甚々取ざるなり。且つは朕既に不德なれば、以て百姓を佐くこと無けん。今崩るに、また重く服せ 七年夏六月已亥、帝未央宮に崩る。遺詔して曰く、朕之を聞く、蓋し天下万物、萌生するや、死すこと有らざる靡しと。死は天地の

懼于不終。今乃幸以天年得復供養于高廟、朕之不明與嘉之、其奚哀念之有。(『漢書』卷四孝文帝紀文帝後元七年)」 託于天下君王之上二十有餘年矣。賴天之靈、 崩又使重服久臨以罹寒暑之數、哀人父子、傷長老之志、損其飲食、絕鬼神之祭祀、以重吾不德、謂天下何。朕獲保宗廟、以眇眇之身、 の不明も與に之を嘉みせられ、其れ奚の哀念か之れ有らん。「七年夏六月己亥帝崩于未央宮。遺詔曰朕聞之、蓋天下萬物之萌生靡不 德を羞しめんかと畏る。惟に年の久長たれば、懼ることも終きなん。今乃ち幸にも天年を以て、また高廟に供養すことを得たり。 有死、死者天地之理物之自然奚可甚哀。當今之世咸嘉生而惡死、厚葬以破業、重服以傷生、吾甚不取。且朕旣不德、 一十有餘年にならん。天の霊、社稷の福に頼み、方内安寧に、兵革有ることも靡し。朕既に不敏なれば、常に過行して以て先帝の 社稷之福、 方内安寧、靡有兵革、 朕旣不敏、常畏過行、以羞先帝之遺德。 無以佐百姓。 惟年之久長、 遺

官を召し放つ(「布告天下使明知朕意、霸陵山川因其故無有所改、歸夫人以下至小使(同上))」と述べて詔は終わる。 慮したことばがあり、令中に指示のない者たち「它不在令中者」は、この令になぞって従事するように「皆以此令比類從事」と結ぶ。そ 嫁がせ、 して、「わたしの思いを知らせよう、地の恵みに報い、霸陵の山川には変更なく、人の和に相応しい施策として、夫人以下小使に至る女 臨終に前にして、文帝の思いが述べられている。これに続けてこのあと、全ての吏民に出臨三日の後は喪服を脱いで、婦を娶り娘を 祠の祀りや飲酒食肉を禁止してはならない。更に、葬儀に関わる「當喪事服臨者」、「殿中當臨者」、「服大紅、上紅者」たちに配

るようにしたという事になる。應劭は「夫人以下有美人、良人、八子、七子、長使、少使、 美人―得嫁である。文帝十二年二月の孝恵帝の後宮美人たちの召し放ちに準じて、後元七年の夫人以下至小使を召し放ち、「得嫁」でき しっかり家に送り帰えすこと、それは絕人(絕人倫)を重かれば、の類い(「皆遣歸家、重絕人類」)」という。これに関連して、『史記』 十孝文帝紀集解)」と具体的に夫人以下七輩の女官名を列挙している。ここにも「皆遣歸家、從絕人類也」の解釈が見えている。 には載録されていないが、文帝遺詔に先立つ十年前、文帝卽位十二 (B.C.168) 年の条には、冬十二月の東郡に黄河が決壊する水害があり、 この「歸夫人以下至小使」に至る措置については、指示の意図を知るには不十分である。注に引かれた應劭の説は、「これら者はみな、 諸侯王の女達に賜邑二千戸を賜うことの記事に次いで、「孝惠皇帝後宮美人を出して嫁つぐことを得しむ」とある。 凡七輩、 皆遺歸家、 重絕人類也 (『史記』 出後宮

という志、また帰家得嫁で恩惠を承ける婦女の賢しさに頼って自らの評判を高めよう欲し、成り上がるきっかけにしようと企んだに過ぎ 階此奪孝平皇后之志、賴其女賢耳。凡奸人爲一善事、必爲具私也」)」、と謂っている。孝平皇后は王莽の女だから、皇后の寡婦を通そう 此を階にして孝平皇后の志を奪い、女賢に頼らんと欲すのみ。凡そ奸人は一善事を為すに必ず私を具うを為す(「出媵妾、歸家得嫁。 始五年の「如文帝時故事」となる、「其出媵妾、皆歸家得嫁」と繋がる。『漢書』補注では、「何焯曰く、媵妾を出して帰家得嫁せしむとは、 帝の崩御とともに后妃も退けば、奉侍する女官達は立場が無くなる。そのことを憂慮する文帝の遺詔は、そのまま文帝を尊崇する平帝 ない。だいたい邪な者は、良いことを一つするにも必ず企み事を秘めているものだ、と結んでいる。 詔中の夫人以下は、后妃の輿入れに伴って宮中に入った媵妾たちで、そのまま止まって夫人以下の位階を加えられたものであろう。

妃が逝去したためかも知れないが、平帝の「歸家得嫁」は措置が早く、葬儀と同時に進行している。また、死を達観した文帝の遺詔と、 意識混濁下の夭逝する平帝の詔とでは「歸家」の意味が違っているかもしれない。 十二年の「出後宮美人令得嫁」という時間差は、どのように見たらよいだろうか。或いは文帝十二年頃に、彼女らが仕えていた恵帝の后 たとしても還帰する家は決まっていたはずである。しかしながら得嫁としている。恵帝崩御(七(B.C.188)年)から二十年の後、 都官吏千石以下だけで無く、夫婦在官者は広く存ったと思われるし、後宮にも既婚の婦人は居たことも考えられる。彼女らが「出」され 当時の婦女の働きについて、『春秋繁露』 止雨には 「乃ち都官吏千石以下の夫婦在官者は歳な婦女子を遣りて市に至るを得ず」 ともあり、

になる。已嫁であれば、夫の許へ帰ることになるであろう。『管子』入国篇には、「凡そ國都には皆、媒を掌るものあり。丈夫の妻無きは 乙歸妹以祉元吉。 したことを祉元吉(幸大吉)と称するのであるが、婦人の嫁娶の礼を帰と曰う、と謂う。その妹を諸侯に嫁がせ終に吉を享く(「易稱帝 管仲之家兼備三歸注))」、とある。婦人は嫁して婦となり、娶られなければ婦人とはならない。『風俗通』 たちを娶ったということで、婦人として嫁ぐことを帰と曰うのである(「包氏曰、三歸娶三姓女也、婦人謂嫁曰歸(『史記』卷二十三禮書、 歸家」だけでも得嫁の意であろうが、ここでは、「歸家」して「得嫁」すること、婦女にとって、 婦人の夫無きは寡と曰う。 「歸」については、『史記』礼書に載録された「管仲之家兼備三歸」に注して、「包氏曰く、この三帰とは三つの姓の女 婦人謂嫁娶之禮曰歸。 鰥寡を取りて之を合和し、田宅を予え而して之に家室せしむ。三年して然る後に之を事う。 歸其妹於諸侯享終吉也(『風俗通』義佚文陰敎、『初學記』 未嫁であれば嫁ぐことが婦となること 十所收の遺文))」ということらしい。 の佚文に、「易に帝乙が妹を帰

家が、 事之。此之謂合獨、所謂問病者(『管子』卷第十八入國))」、とあるが、このような記事から、特に叙位を持つ婦人に相応しい丈夫を娶ら す仕組みがあったということか。しかも、 れ合独と謂う。問病と謂う所の者なり(「凡國都皆有掌媒、丈夫無妻曰鰥、婦人無夫曰寡。取鰥寡而合和之、予田宅而家室之。三年然後 男の帰家とは異なる様相を呈していたことが窺える。 田宅を与えて之に家室せしむ、というところまで配慮している。ともかく、婦女にとっての帰

# 平帝元年―「天下女徒已論歸家顧月錢三百復貞婦鄕一人」をめぐって

早の行事の後、 の聴政に帰したという。 平帝紀は、 元寿二 (B.C.1) 年六月に哀帝が崩御し、その九月に中山王は即皇帝位 (平帝)、謁高廟、 当時、 帝九歳、元帝の庶孫、 中山孝王子と紹介される。この時太皇太后が臨朝して大司馬王莽が秉政、 大赦天下などと列挙される矢継ぎ 百官は総じて王莽

馳道の建設を停止し、これに続けて、天下の女徒に対する施策へと展開する。 乙未の義陵妖変事件の後、夏五月には日食に際して大赦天下がある。六月には、 義陵造営などが展開する。そして、前年の元寿二(B.C.1)年の哀帝崩御によって生じた郡県の稅賦滞留に対処し、二月に義和官の新設。 年改まって元始元(A.D.1)年、体制固めの更改人事があり、王莽―孔光を軸とする人事が公開され、宗室の充実を柱とする体制刷新、 周公や孔子の後裔を封爵し、次いで光明宮の造営と三輔

罷光明宮及三輔馳道。

天下女徒已論歸家顧山錢月三百、復貞婦鄉一人。

置少府海丞果丞各一人、大司農部丞十三人、人部一州勸農桑(『漢書』卷十二平帝紀)。

顧山銭月ごとに三百のこと、貞婦を復(復除)すこと郷ごとに一人とする、という施策を実施した。記事が簡潔に過ぎ、この前後に詔な という記事の流れになる。天下女徒は、 直前に光明宮三輔馳道の事業撤収があって、 継いで、天下の女徒の已論なるものをば帰家とし、

を所轄する少府の記事、農業振興を計る大司農の記事とでは異質な政策であろう。元寿二年―元始元年の条件の下、「(六月)天下女徒已 少府に海丞果丞各一人を置くこと、大司農部丞十三人、人ごと一州を部し農桑を勧むことにする。天下女徒已論帰家の記事と、 のか赦なのかの記載もない。元始四(A.C.1)年の詔では、このことに言及して「詔有司」としていて詔であったことが分かる。 論歸家顧山錢月三百復貞婦鄕一人」で、次いで、九月に大赦天下である。この女徒帰家―復貞婦とは、どのような意図で下されたのだろ 主要な述語は帰家の帰と復貞婦の復ということになるが、どのような思惑によって施行されたのか。既にこの記事については、 国家財政

家、 顧山錢月三百」とある。而してこの條の注に、 前 卷十二平帝紀、 元始元年六月の條に、事によつて婦人に寛典を施したことを傳へてあるが、その中に「天下女徒、 已論歸

口重國氏は、

次のように解説している。

刑鬼薪、 如淳曰、 已論者、罪已定也、令甲、女子犯罪作如徒、六月顧山遣歸說、以爲當於山伐木、聽使入錢顧功直、 取薪於山、以給宗廟、今使女徒出錢顧薪、 故曰顧山也。師古曰、如說近之、謂女徒論罪已定、並放歸家、不親役之、但令一 故謂之顧山。 應劭曰、

以顧人也。

代人を傭ふ賃銀として出さしめたものと解釋しても決して無理ではなからう。若しさうだとすれば、伐薪のそれの如く特別の技能を必要 今より後はその採薪といふ勞役に從ふことさへ、一ヶ月三百錢出せば免除してやらう」と云ふ意味のものである。だから出すべき三百錢 をもつて、實際に戍邊せしめず、家に歸らせ、山に於て探薪の勞働に服せしめ、得た薪を官に納入させることと定めてあつたけれども、 薪の費だと論じてゐるのである。然し乍ら元來右の平帝の詔は、「從來女徒則ち罪戍に當る罪を犯した婦人に對しては、女子の身たる故 の如く諸家の注釋が載つて居るのである。則ち如淳や顏師古は三百錢を以て伐薪といふ勞働に代人を傭ふて貰ふ賃銀だと云ひ、 としない種類の勞働に人を傭ふ賃銀も、 が假りに名目上薪代であつたにもせよ、必ずやそれは伐薪に服する代償金であつたに相違ない。從つて之を如淳や顔師古の樣に、 亦一ヶ月三百錢をもつて大體の相場として居たものと認むべきである。思ふにこの事實は、 應劭は顧 歷朝

賃として三百錢出せといふものであつたのであらう。(⑤) 賃銀に準據したものであらうことを吾人に物語るものでなくてはならぬ。卽ち三百錢は、元來免番してやるからその代りお前の代人の の勞役奉仕がさうであつた様に、力仕事ともいふべき性質の勞役に從ふ更卒の就番免除金を一ヶ月三百錢と定めたのは、 ほぼ當時の勞働

これから女徒が還るべき家とは、どのようにな設定になっていたのか。そして「顧山錢月三百」の家計に占める大きさの如何など、 込みが不十分と感じるのである。また並列して後続する「復貞婦鄕一人」に対する配慮も欠落している。帰と復、女徒と貞婦は並列して 価納入を実施する、 ただろう。 いる。そうであれば、女徒の帰家と貞婦の復除は政策上同軌性を備えたもので、一体となっての言及であることにも触れねばならなかっ 月三百復貞婦鄕一人」までで一文と見ることが肝要であって、元始四(A.D.4)年の詔で「復貞婦歸女徒」と一括されるように、 濱口氏は、 氏の見解を改めて読み直すと、「天下女徒」という対象の広さ、「已論」と言われる具体的な状況、「歸家」という措置と、更に、 如淳注の解釈を前提に、女徒の論者は、罪刑の定まった者として「歸家」を許すとする。同時に「顧山錢月三百」という対 と解し、女徒に対する施策と考えているようである。しかしながら、平帝紀のこの部分、「天下女徒已論歸家顧山 不可分 踏み

と並列で示され、濱口氏は考察から落としているが、貞婦の復除と女徒の帰家は、どのような政策のもとで一貫性を持つと言えるのか。 帝の收孥を巡る言葉である。既決囚が帰家することで享ける恩恵とは一体どのようなものであろうか。さらにこれに続く「復貞婦郷一人」 能性もある。また、女徒巳論があれば未論もあるわけで、未論でも巳論でも女徒であることの変わりないのか。そして、「復貞婦」との だ取らず(「今犯法者已論、 女徒と明記して類似の詔が施行され、和帝十一(A.D.99)年にも似たような施策が施行されていて、後漢時代にも継承される繋がりを残し 女徒已論歸家」に赦などと明記はない。赦でないとなれば、どのような施策なのか。後に取り上げる後漢光武帝建武三(A.D.27)年にも 「天下女徒已論歸家」には、「復貞婦」の復に当たる述語、 氏が六月の条に整序した「天下女徒已論歸家」について、この件は、 已論とは、 已に論ず―という事で旣決囚の謂いと見て良い。「今犯法者、已論なれば無罪の妻子同産、之に坐して收とす。 而使無罪之父母妻子同産坐之及收、朕甚弗取(『漢書』卷四文帝紀)」)と用いられる已論である。これは、 帰が免を省略した形、 直後同年「九月赦天下徒」と重複するような施策である。「天下 已論―免―帰家が、已論―帰家と簡略化されている可

関係では、 家なら、 已論の内容が「顧山錢月三百」、つまり、女徒は帰家と顧山銭月ごと三百が、復貞婦の復に当たることになるのではないか。 貞婦を復除したら、 女徒には何が期待されるか、何を賜うか、何を免ずるか、これらについても疑問が涌いてくる。已論―帰

とすれば、「論罪已定」であった女徒の「已論歸家」は、赦の重複となる る。平帝元始四年では、この三月後「九月赦天下徒」とある。「天下女徒已論歸家」と赦天下徒と並行して施行されるが、どう違うのか。 「赦天下徒」で一切の「徒」が赦免されるなら、貞婦は徒ではないから、赦天下徒の対象外となる。女徒がこの赦天下徒の対象に止まる 顧山―顧山錢の意味、これに関する應劭にしろ如淳にしろ、その解釈で、歸女徒―復貞婦の関係性を覆い被すほどに饒舌に過ぎ

同じ戦略から出た同軌性がある。「天下女子已論歸家顧山錢月三百」が赦でも賜でも、まして復でも無いのなら、「復貞婦鄕一人―置少府 家させる意義とは何か。 るいは、女徒の身分を現状のままにして帰家させ顧山銭月三百納入のこと、という解釈も可能という事か。それはそれで妥当とも思える。 家を赦す、という事なら、「顧山錢月三百」とは一体何か、赦免しながら付加銭を採ることは、政策的に矛盾していると思うし、 海丞果丞―大司農部丞―部州勸農桑」に連なる経済政策の一貫と見る事も出来よう。或いは赦免の語が欠落していて。女徒を赦免して帰 性はある。「天下女徒……復貞女」は対象が女性限定であり、後掲元始四年の詔に「復貞婦歸女徒」として一括されていることからも 月食(小石)三石三斗三升少(大石二石)と並んで月奉銭三百とか月奉銭六百という例が散見する。確かに銭三百の額は根拠なしとは言 大赦天下とも施策が被ってしまう。「女徒已論歸家」は、赦免とは異質の何かなのか、なぜ「復貞婦」とは同じ方向を見ているのか。 州勸農桑」であり、 すると天下女徒帰家とは、全ての女徒に居家を赦す替わりの顧山銭月三百を、という従前の帰結に納まるのか。それまでして女徒を帰 ここで帝紀の記載の流れを確認する。「天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦鄕一人—置少府海丞果丞各一人—大司農部丞十三人人部 恐らく特定の戦略に基づいて放射された異質の施策の羅列であると考えてみる。それでも一つから出たという親和 月三百銭という額について、 濱口氏は当時の庸作における常識的な額とするが、 居延漢簡では戍卒に支給される 九月の

詔もて巫蠱を郡邸獄に治む」、とあり、 已論の結果、 この郡邸獄に戾太子の孫であり武帝の曽孫でもある後の宣帝が収監されていた。 女徒の居場所について、女徒の語は、ここに初見となるが、武帝末の巫蠱事件において、「丙吉は廷尉監を以て徴され、 巫蠱事件の担当者として廷尉監であった丙吉が、 戻太子の無実を信じていた 丙吉は、 召されて郡邸獄に収監された巫蠱事件関係者を 罪無くして

帝末巫蠱事起、吉以故廷尉監徴、詔治巫蠱郡邸獄(中略)又心知太子無事實、重哀曽孫無辜、吉擇謹厚女徒、令保養曾孫、 収監され論を待つ身の曽孫を哀れみ、ために丙吉は謹み深い女徒を撰びだして曽孫を保養(哺育)させ、居心地に良い場所に置いた(「武 女徒なのであろう。ここには、未論か已論か示されてしない。女徒復作ともあるので、それならば女徒已論なのであろう。 連歲不決 (『漢書』 卷七十四魏相丙吉傳))」。この際に選び出したのが所轄の郡邸獄に収監、 若しくは繋囚となっていた二人の 置閒燥處。

得たり「郡邸獄繋者獨賴吉得生」、と評されることになる。 邸獄とは、長安の獄と一括される中都官詔獄の一つであった。この後、武帝が戾太子の無辜を悟って赦を下し、首都長安を騒がせた中都 承けた内謁者郭穰は、夜間に担当の郡邸獄に到った「内謁者令郭穣夜到郡邸獄」が、丙吉がその入場を拒絶した。丙吉が管轄していた郡 之を殺さん「望氣者言長安獄中有天子氣、於是上遣使者、分條中都官詔獄繫者亡輕重、一切皆殺之(同上)」と指令したのである。 廷獄に繫囚となった者たちとが混在する詔獄にいたのであろう。「吉治巫蠱事、連歳不決」とあり、審理が留滞していたところに、 官郡邸詔獄囚繫者にとっても、戾太子事件は終わった。赦が出て結着を見たのである。こうして、郡邸獄の繋者は独り丙吉を頼んで生を 者の、長安獄中に天子の気ありとの言により、ついに武帝は、決断して、使者を遣わして中都官詔獄の繋者を分條し、軽重と亡く一切皆 この獄には、無辜と信じて養護した曽孫と、保養を担わされた女徒達は、収監されて論決を待つ人々で、已論となって罪刑、 中都官郡

であろう。 使長安囚如侯持節發長水及宣曲胡騎、皆以裝會(『漢書』卷六十六公孫劉田王楊蔡陳鄭傳))」のである。 云司隸」とも言っている。 司隸校尉の指揮のもとで治安維持に配されている。 官囚徒の一部は、事件後、そのまま、再収監されて論決を待っていたのかも知れない。それで「亡輕重一切皆殺」という荒事になったの 長水営及び宣曲営の胡騎を発し、皆武装して会合した(「太子亦遣使者撟制赦長安中都官囚徒、發武庫兵、命少傅石德及賓客張光等分將 千二百人を従え、 この郡邸獄繋者は、先の内乱に当たって、戾太子が使者を遣わして制詔と詐り、赦免した長安中都官の繋がれていた囚徒たちであり、 武庫の兵器を調達して、小傅石德及び賓客張光等に分将され、 中都官繋囚については、武帝末年に開設となった司隸校尉が、武帝征和四(B.C.89)年に初めて置かれる。持節して中都官徒 巫蠱を捕らえ大姦猾を督す(「武帝征和四年初置。 展太子事件が征和二 (B.C.91) 年、 顔師古は、 八月辛亥に太子は自殺しているので、 徒隸を掌りて巡察したので、 持節從中都官徒千二百人、捕巫蠱督大姦猾」)とあり、 長安囚の如侯(人名)が持節して、武帝開置の城門八校尉の一翼、 故に司隸と云う「師古曰以掌徒隸而巡察、 司隸校尉はその二年後の設置という この時反乱側に付いた長安中都 中都官徒が 故

ことになる。

のは、 を赦し、皆兵を授(「赦城中諸獄囚徒、皆授兵、殺豨飮其血(『漢書』卷九十九下王莽傳)」)けて云々、などとあり、成帝紀と郊祀志のも 都官耐罪徒。 は女徒復作と身分が明らかになっている。二人は、復作であり、已論の身なのである。 「中都官詔獄繫囚」のような、中都官徒に関わる記述は、郊祭に奉献した長安、長陵両県及び中都官耐罪徒を赦(「赦奉郊縣長安長陵及中 (「赦奉郊之縣及中都官耐罪囚徒(『漢書』卷二十五下郊祀志)」)す、ともある。また、王莽最後の徴兵となる記事に城中諸獄の囚徒 同じ郊祭に関わった県と、この時従事公した中都官繋囚への赦である。 件の女徒も居たのである。この女徒は、宣帝紀には女徒復作の准陽の張徴卿、 減天下賦錢、 算四十(『漢書』卷十成帝紀)」)す、とか、同じ事だが、 県名が落ちて、郊祭に貢献した県や中都官耐罪囚 漢代の繋囚とは、丙吉伝の「郡邸獄繋者」或いは 渭城の胡組として顕彰されている。そして二人

場合、 ている。 民には一級のこと、女子に戸百戸ごとに牛酒のこと、加えるに鰥寡孤獨三老孝悌力田には帛を賜う(後掲一覧、元康元年の史料)とあり、 赦天下徒については、宣帝元康元 (B.C.65) 赦は従公事者を「使得自新」自ら再出発出来るようにする機会のようである。 を免除している。 は賜民爵一級、 従事公者……」、後述参照) 者として、 赦には賜、 光武帝紀)」など、郡國中都官繫囚の事例が二十件近く散見する。ここに女徒已論者は繋がれていて、その記事の前後に天下大赦があった。 後漢では、後で検討する光武三年の記事の他、「建武五(A.D.29)年 五月丙子詔曰、其令中都官三輔郡國出繫囚(『後漢書』卷一太宗 対象が限定されても帝陵為作の徒、労作を命じられた従事公した人たち限定で、賜爵、 さらに奉郊祭に関しては、郊祭の徑路の県や、奉郊祭に従事した県民、中都官耐罪徒に赦が適用され、 場合によっては限定的に追加の加賜が伴う。この場合「天下徒」は全ての従事公(『雲夢睡虎地秦墓竹簡』 女子百戸牛酒、鰥寡高年帛のほかに、幸行に通過した郡県の租賦まで免除 また天下大赦について、 国の事業や関連したことに参加している全ての人々の謂いとならないだろうか。赦徒や赦徒作の 臣讚曰に「建始元年 年三月の、勤事の吏中二千石以下六百石に爵を賜い、老中吏より五大夫佐史以上には二級 其大赦天下、 使得自新 (『漢書』卷十成帝紀)」とあり、こうした赦や大 (「行所過無出租賦」(『漢書』卷九元帝紀)) | 賜百戶牛酒を備えている。 「赦汾陰徒\_ 天下の賦銭算ごと四十銭 司空律に「隸臣妾 で

賜と見ても良いのではないか。 赦天下徒は次のようになる。赦天下徒には、 賜の記載の無い場合も、 各階層ごとに吏民が恩賜を被り、場合によっては中都官繋囚の一部にまで及ぶ網羅的な恩 記載が省略されているであろう。

元鳳六年、夏、 赦天下。 『漢書』卷七昭帝紀 (B.C.75)

元康元年 三月 其赦天下徒、 賜勤事吏中二千石以下至六百石爵、 自中郎吏至五大夫佐史以上二級、 民一 級、 女子百戶牛酒 加賜鰥

寡孤獨、三老、孝弟力田帛。所振貸勿收 『漢書』卷八宣帝紀 (B.C.65)

建始三年春三月、 赦天下徒。賜孝弟力田爵二級。諸逋租賦所振貸勿收。 『漢書』 卷十成帝紀 (B.C.30)

陽朔元年 三月、 赦天下徒。 『漢書』卷十成帝紀 (B.C.24)

建平夏四月、詔曰 赦天下徒。 『漢書』卷十一哀帝紀 (B.C.06)

元始元年 秋九月、赦天下徒。 『漢書』卷十二平帝紀 (A.D.01)

元始四年九月戊申晦赦天下徒。 『漢書』卷十二平帝紀 (A.D.04)

また、収監場所や地域限定での、 赦―徒を、書きだしてみると次のようになる。賜民爵―賜女子牛酒― (加賜) 鰥寡高年帛が定形となっ

赦徒作陽陵者死罪欲腐者、許之。 『漢書』卷五 景帝紀第五

ているようである。

赦徒作杜陵者。 『漢書』卷八宣帝紀

赦汾陰徒。 賜民爵一級、 女子百戶牛酒、 鰥寡高年帛。 行所過無出租賦。 『漢書』 卷九元帝紀

赦雲陽徒。賜民爵一級、 女子百戶牛酒、 高年帛。行所過毋出租賦。 『漢書』卷九元帝紀

赦作徒。以新豐戲鄉爲昌陵縣奉初陵、賜百戶牛酒。 『漢書』卷十成帝紀

赦奉郊縣長安、長陵及中都官耐罪徒。減天下賦錢、算四十。 『漢書』卷十成帝紀

赦奉郊之縣及中都官耐罪囚徒。 『漢書』卷二十五下郊祀志

収された徒で中都官官徒、前科を指定されたり耐罪の囚徒達にも赦は及んだ。その対価としての遷徙なのだが、囚徒を兵力として扱う場 合もある。賜民爵、つまり男子と、女子高年に対する賜は別途になっている。 徒に一括された出幸の径路に当たった郡県の徒には、 賜民爵一級、女子百戶牛酒の賜与、 鰥寡高年に帛の加賜の一方で、 帝陵造営に徴

赦長安中都官囚徒、發武庫兵。『漢書』巻六十六公孫劉田王楊蔡陳鄭傳赦囚徒扞寇盜、發惡少年及邊騎、歲餘而出敦煌六萬人。 『漢書』卷六十一張騫李廣利傳赦諸官徒奴、欲發兵襲呂后太子。 『漢書』卷三十四韓彭英盧吳傳

赦城中諸獄囚徒、

皆授兵、

殺豨飲其血。

『漢書』卷九十九下王莽傳

また、已論の結果、有罪者の衣食などの所遇については、「睡虎地秦墓竹簡」秦律十八種司空律に、

問ふ(納金請求)。其れ入(贖貲財)及び賞(身替わり)すこと能わずには、令日を以て之に居らしむ(収監服務)。日居(日割り額) 女子駟(以下略)」。 「200 有辠以貲贖及有責于公、以其令日問之、其弗能入及賞、以令日居之、日居八錢。公食者日居六錢。居官府公食者男子參 八錢とし、公食者 (罪)有り、貲(貲財)を以て贖ふと及び責を公に負う有り(金錢贖罪と負債返済)とには、其の令日(指定期日分)を以て之を (賜食を仰ぐもの)には日居六錢とす。居官府の公食者には男子参(一日食の三分の一)女子駟 (四分の一)とす

而して冗辺五歳と為りて、興日を償うことも毋く、以て一人を免じて庶人と為さむと欲すこと有るは、之を許す(「218)百姓有母及同牲 居八銭を規準として労役に日割り換算して、総額完済を計る。別所にも、百姓の母及び同生(産)、隷妾と為るも、適 とある。 妾非適辠殴、 金銭による贖罪の場合や返済義務を負った場合、罰作の日数を金銭換算し、また負債債務額を全額返済するが、不能な場合、 而欲爲冗邊五歲。毋賞興日、以免一人爲庶人。許之●或 219贖悪、 欲入錢者日八錢 司空(數字は簡番号、 ( 適徙) 罪に非ず、 以下

総額は約一万四千六百銭になる。 出来る、ということで、隷妾から庶人への贖額が戍辺五歳に等しいことを示している。 任意の戍辺役務(冗邊)五歳に志願して正規の戍辺役(興日)に被らないならば、母若しくは同母姊妹の一人を免じて庶人とすることが 同じ)」)。ともある。これらは、 (入銭)が認められており、無資の者は労役を日割りで換算し、率は、日ごと八銭(日居八銭)として計算する。日ごと八銭で五歳の 母親や同母姊妹(同牲は同産)が隸妾の論を受けた女性限定で、現に遷徙刑 遷徙刑を贖う(贖遷)には、まず、金銭による贖 

年で庶人に戻る、となっている。また隸臣妾二年では司寇となる。司寇一年、 者は死刑と始まって、「罪人獄(全ての訴訟)」の已論で、完為城旦春刑は満三年で鬼薪白粲刑に、鬼薪白粲刑一年で隸臣妾に、 場合隸臣妾は二石、隸妾は一石半石、不従事の場合は支給しない(勿稟)「116隸臣妾其從事公隸臣月禾二石隸妾一石半其不從事勿稟 は能力を認められて囚徒の取締りをするものであろう。次の様になる。 を三十分して大半斗(一斗の三分の二で六升六合余、男子参女子駟とは旦夕二食で一食三分一斗、四分の一斗と解しておく)に相当する。 ……」となっており、二石では六十銭、 この時自食できない場合は公食支給に頼るわけだが、公食者にも規定があり、城旦春に繋がれて公食のするもので、公食支給を受ける 『漢書』刑法志に見える罪刑にっいて紹介しておく。概略は『漢書』刑法志に、「已論命(不完刑肉刑を贖って放免された者)」の再犯 日割りで二銭、この二錢が通常八錢から引かれ公食者六錢との差になっているのであろう。二石 及び作如司寇二年で、皆赦免して庶人に戻るとある。 司空」。城旦春の月食は、倉律に、従事公の 司寇

已論命復有笞罪者、皆棄市。

八獄已決、完爲城旦春、

満三歳爲鬼薪白粲。

鬼薪白粲一歳爲隷臣妾。

隷臣妾一歳免爲庶人。

隷臣妾満二歳爲司寇。

の日当たり八銭乃至六銭より高い)と定額化することにどんな意味が有るのだろうか。 害しようとしたのには、この「已論命復有笞罪者皆棄市」の規定に由っていたのであろう。 という刑罰名の変換式がある。これによって、武帝が望気者の、天子の気あり、を発端に長安の中都官詔獄に収監されていた者を一切殺 三百銭と比べてどうか。そして、已論者―隸臣妾日居八銭とはどのような関係になるのか。 に戻れるようである。また、隸臣妾日居八銭となると月二百四十銭。公食者は百八十銭。これと「天下女徒已論歸家顧山錢月三百」 重大犯罪を除けばどういう犯罪にしろ、 顧山銭を月三百(日当たり十銭となり司空律

### 三.平帝の詔―当時の施策の中で考える

祀の継嗣殷紹嘉公を宋公と改称し、 いか。しかし、 (A.D.4)女徒とは何か、「天下女徒已論歸家」にあって、已論で繋獄、これから帰家するためには復除もしくは赦免の手続きが必要なのではな 郊祀と宗祀を実施し、祭天の郊祀には高祖劉邦を天に配し、宗廟の祭り宗祀には文帝劉恆を配して執り行われた。ついで殷 詔とあっても赦とも免とも明示されない。「天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦鄕一人」の施策から暫くして、 周祀の継嗣承休公を鄭公と改称した。そして、次の詔となる。 元始四

女徒、 から法を犯すに非ずと、及び男子年八十以上七歳以下、家の不道に坐すに非ざるには、詔もて名捕せしむ所の它には皆得え繋ぐこと を拘繋すこと多きことは、婦女老弱をして、怨を搆へ化を傷ないて、百姓之に苦むるのみと。其れ明かに百寮に敕せむ、 詔して曰く、蓋し夫婦正ければ則ち父子親み、人倫定まると。前に有司に詔して、貞婦を復し女徒を帰せしむは、誠に以て邪辟を妨 (防)ぎ貞信を全うせんと欲せばなり。眊悼の人に及びては刑罰の加えざる所なるは聖王の制る所なり。惟だ苛暴吏の犯法者の親属 其れ当に験(証人)たるべき者には即ち験問すべしと。定著令とす「詔曰、蓋夫婦正則父子親、人倫定矣。前詔有司復貞婦歸 誠欲以妨邪辟全貞信。及眊悼之人刑罰所不加、聖王之所制也。惟苛暴吏多拘繫犯法者親屬、 婦女老弱、 構怨傷化、 婦女の身ず 百姓苦之。

卷十二平帝紀元始四年)」。

其明敕百寮、 婦女非身犯法、 及男子年八十以上七歲以下、 家非坐不道、 韶所名捕、 它皆無得繫。 其當驗者、 卽驗問。 定著令

詔による指名手配以外には繋獄することは無いこと。証人であれば証人として拘束尋問すること、という事である。 老弱の怨恨を買い、順民を退け、却って百姓に辛い思いをさせることになるだけである。だから、ここで百寮たちにはっきり謂っておく。 現実には苛暴の吏が法の執行に厳格で、犯法者の親属を拘引囚繋することが酷で、これも文帝の遺憾とするところだったが、ために婦女 鄕一人」は、「復貞婦歸女徒」と言い換えられ、「防邪辟全貞信」を実現する意図であったことが明かされる。それとは別に、人倫の安定 この詔の趣旨は、 婦女の場合は実行正犯でないこと、男子でも八十歳以上七歳以下の所謂眊悼にあたるもので、不道罪に関与しての連坐ではないならば 苛政を除くこと、つまり眊悼の人に刑罰を加えないことを定めている。これらは聖王の所制なのである、とする。 夫婦が正しければ、父子は親しむという人倫の安定にあるということ。そして元始元年の「天下女徒已論歸家―復貞婦

問う。 なのである。 則庶物從之」)」とあり、十三経 りと。君正を為さば則ち百姓政に従わむ。君の為す所は百姓の従う所なり。君の為さざる所、百姓何ぞ従わむと。公曰く、敢えて問う政 要諦という事であろう。魯哀公が孔子との対話の中では、夫婦の別、父子の親であり、君臣の厳が加わる。しかし、「夫婦正」ではなく を為すに之を如何せむと。孔子対えて曰く、夫婦別、父子親、君臣厳の三者、正しければ則ち庶物之に従う(「孔子對曰、 て夫婦は別と作っている。哀公問をもう少し、『十三經注疏』本の『儀禮』 ·禮記』にも見えない。この章句はどこから引かれたものだろうか。同類の章句であれば、『大戴禮記』、哀公問孔子に、「公曰く、敢えて まず、導言の、「夫婦正則父子親人倫定」という章句は、典拠が明らかで無い。「夫婦正」は、本紀注にも、王先謙の補注にも見えない。 則百姓從政矣。君之所爲、 孔子對曰、夫婦別父子親君臣嚴、三者正則庶民從之」)」と。夫婦の別、父子の親、君臣の厳の三者が正であること。これが為政の 政を為すに之を如何せんと。孔子対えて曰く、夫婦別、父子親、君臣厳、三者正なれば、則ち庶民之に従う(「公曰敢問、 君のなすべき事であって、 百姓之所從也。 『儀禮』では、 君が正を行えば百姓は君の政に従うのである、 前の庶民が庶物に代わり、注は衆事と解している。 君所不爲、百姓何從。公曰敢問、 鄭注哀公問篇に穿ってみると、「孔子対えて曰く。政とは正な 爲政如之何。孔子對曰、夫婦別父子親君臣嚴、 君が正を為すことで百姓に受け入れられ、 孔子が仰るには、政とは正を行うこと 政者正也。 従って

で夫婦の別、父子の親、君臣の厳が挙げられるのである。 くれる。君が正を行わないのならば、百姓はどうして従うだろうか。それで政を為すとは、 正を表すこと、その正とは何か、ということ

あり、 する「禮義不脩、内外無別、 則日切磋而不舍也」とあり、それは、礼の義は修むこと無ければ内外の別が無くなり、男女が淫乱となれば則ち父子相疑い、上下は乖離 これは所謂「五教」に当たるもので、人々に人倫を教えて、まず父子、君臣、夫婦、長幼、朋友のそれぞれの義を明らかにさせた。 婦に別有り、長幼に叙(序)有り、朋友に信有り(「使契爲司徒、教爲人倫。父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信」)」と。 『荀子』天論には、若し君臣の義、父子の親、夫婦の別あらば、則ち日に切磋して舎(捨て置か)ず「若君臣之義、父子之親、夫婦之別、 『孟子』縢文公上では視点が変わって、「契 君臣の義も、父子の親も、夫婦の別も、日々切磋琢磨しなければ廃れてしまう。また『荀子』性悪には、戦国秦と比較して、「然 男女淫亂、 則父子相、疑上下乖離(『荀子』天論)」と考えられる。だから、礼の義は積極的に修めるもので (古の賢人)をして司徒と為し、教えるに人倫を以てし、父子に親有り、君臣に義有り、 夫

のでもあり、「夫婦有別」が「正」であれば父子には「有親」、それが「人倫定」、という事らしく、そのように考えれば『白虎通』の「因 子親人倫定」と近似性を感じる。平帝の「夫婦正則父子親」が「人倫定」に、という謂いは、『孟子』縢文公上では、契が司徒と為って を残して君臣厳を落とす処に、王莽の経略を感じる 羲仰觀象於天、府察法於地、因夫婦正五行始定」)」と見えている。ここでの府は俯察であろうが、「因夫婦正五行始定」は 夫婦正五行始定」にも繋がるのであろう。こうして哀公問の孔子の言の、夫婦別、父子信、君臣言から、夫婦別を夫婦正に替え、 人倫を教えて五つの心情を教化したのが、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信の心から、君臣、長幼、 『白虎通德論』卷一「號」には、「伏羲は、仰観して天に象どり、府(俯)察して地に法とり、因て夫婦正たれば、五行始めて定まる(「伏 朋友を除いたも 「夫婦正則父

この君臣の義を落として、人倫定まるとする平帝の言に近似するものがある。

魯之孝具敬父者何也」)」などとも見える。前の「天論」に見た君臣の義、父子の親、夫婦の別から君臣の義を落とした謂いとなっている。

らば而して父子の義、夫婦の別に於けるや斉魯の孝に具(現)し敬父なるに如かざる者とは何ぞ(「然而於父子之義、夫婦之別、

婦鄕一人」を「復貞婦歸女徒」と短く言い換える。なぜ、「復貞婦歸女徒」なのか。それは「妨辟邪全貞信」を導くためなのであろう。 こうして元始四年の詔は「夫婦正則父子親人倫定矣」を前提に、有司に詔したという元年の「天下女徒已論歸家、 顧山錢月三百。

貞婦歸女徒」について、有司に指示したことは、「欲妨邪辟全貞信」という視点から、 孥の可否をめぐって群臣と激論を交わした倫理的難問だったのである。<br />
つまり、「夫婦正則父子親人倫定矣」という言葉は、 縁坐して田宅家財をも差し押さえ、巳論次第で沒入公されて收人となる。これは文帝が十三(B.C.167)年の淳于緹縈の上書に発する收 られる「眊悼之人」、 として有司に徹底させること。そこで、明敕百寮の実が揚がるのである。 て模範とし、 な法執行によって、婦女老弱の怨恨が止まず、五教の教えが損なわれ、百姓の愁苦を招くことになる。厳峻な法執行は無実の婦女老少を 貞婦を復除し女徒を帰家することで、 それは、それが五行の始定でもある。夫婦の正とは、ある意味、家という場で夫婦の別を日々実践することである。並んで取り挙げ 女徒は家に取り戻さして、家居を更始させるためであり、もう一つは、「眊悼之人刑罰不加」というのが聖王の政治の要諦 八十以上七歳以下の男子も、「刑罰所不加」として処遇される。聖王所制の措置である。しかし現実は苛暴吏の峻厳 婦女の居るべき家が「夫婦正」となること。「夫婦正」となれば「父子親」となり、 家の倫理の基本に立ち帰り、 貞婦は郷里に顕彰し 元始元年の「復 「人倫定」に至

済を計った施策と言えよう。確かに、この元始四年の詔に先立って、高祖を郊祀に天に配し、 所不加」が目的達成の手段で、聖人所制という切り札とによって好感を買おうとする。苛暴の吏の誅求と婦女老弱の構怨という現実把握 れの特性を設定してみると、全体が、冒頭の「夫婦正則父子親人倫定」を実現することを前提して、「復貞婦歸女徒」と「眊悼之人刑罰 以上七歳以下」の「家非坐不道」で「詔所名補它皆無得繫」とし、「當驗者卽驗問」とする、という事である。五つの段に分けてそれぞ 年に有司に詔した。②目的、「復貞婦歸女徒」によって「妨邪辟全貞信」に導くことであったこと、次いで、③対象、 悼之人刑罰所不加」という聖王の所制で動かし得ない対象を付加する。しかし、④現実は、苛暴吏による「拘繫犯法者親屬」することが の債権返納のような措置にした。まず、 元始四年の詔は、元年の詔と論理的補完の関係にあると思われ、先行する「天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦鄕一人」 「復貞婦歸女徒」とに単純化され、貞婦は郷ごとに一人を復除して顕彰し、天下女徒は已論者を帰家させ、 -文帝の治世に擬える政治的作為の感がある。 婦女老弱の構怨傷化、百姓の苦みが深刻であるから、そこで、⑤具体的施策、百寮に明敕する。「婦女非身犯法」と「男子年八十 教化を損ない、目的達成の障害とすることで、これを文帝の遺憾とする、 ①前提、夫婦正則父子親人倫定と言われていること、ただしこの成句の出典は明らかでない。 また四年の詔が、 皇帝急逝直前のものという事で、さらに、 **縁坐規定から無罪の婦女や眊悼を男子を分離して救** 孝文を宗廟の祀に天帝に配したことは、 顧山銭月ごと三百の月割り 翌年の急逝 貞婦女徒の他に、 葬後の が、 後追 「眊

光武帝劉秀であった。彼の治世の建武三(A.D.27)年の詔にも、次のように「女徒雇山歸家」が登場する。 媵妾皆歸家得嫁、 如故文帝故事」である。実効性も疑われるが、この後の政局は、 王莽―赤眉の内乱へと展開し、 政権を確立したのは、

自非不道、 庚辰に詔して曰く。吏、六百石に満たざる下、 (縁坐するもの)、自らの不道に非らざるに、 女徒は雇山帰家せしむ(「庚辰詔曰、吏不滿六百石、下至墨綬長相、有罪先請。男子八十以上、十歳以下、及婦人從坐者 詔所名捕、皆不得繫。當驗 問者卽就驗。女徒雇山歸家(『後漢書』卷一光武紀)」)。 詔もて名捕す所は、 墨綬の長相に至るもの、罪有らば先に請へ。男子八十以上十歳以下及び婦人の従坐者 皆、繋ぐこと得ざしむ。当に験問(証人尋問)すべき者なれば即ち験

長相 とあり、 うことで、 そして元始元年の「顧山」と「歸家」が順序を逆にして、「天下女徒已論歸家」から、 雇山と入れ替わっている。恐らく已論が即 消滅して別件の追加項目のように「女徒雇山歸家」と省略されて記載される。型式的には後掲和帝十一年の「赦中都官繫囚」云々に近い。 及び婦人の従坐者」と云う言い方は元始四年の「眊悼之人刑罰所不加」と④の「苛暴吏、多拘繫犯法者親屬婦女老弱」とある緣坐者のこ (道長侯国相) 平帝四年の記事とは補完継承の関係にあると思われる。①に相当する詔の前言は省略されている。③の「男子八十以上十歳以下 先請によって吏の苛暴を妨ぎ、聖王の成制を実現しようという事であろう。 「当験問者即就験」はそのまま継承されて、②「復貞婦歸女徒」に当たる部分に就いては女徒の語のみが残り、 の吏に対しては、 百姓の苦みを避けるために「有罪先請」を指示している。有罪者が出たら論決前に指示を仰げとい 「顧山錢月三百」であったからではないか。 苛暴吏になりかねない六百石 建武三年は「女徒雇山歸家」へ変わった。 (県令) 以下墨綬の 貞婦の項目が 已論が

ていた。それに並置して婦人從坐者が置かれる。そして「婦女非身犯法」は「婦人從坐者」となっている。 として詔所名捕となった者以外は繋獄しない。文末になる「女徒雇山歸家」は、元始元年の「天下女徒已論歸家顧山錢月三百」を簡略に 天下女徒よりも限定的で、「復貞女」の扱いに近い謂いかと思われる。この指示年齢の男子及び婦女が、実行犯でないのに従坐者 とするならば、天下女徒に対応するに相応しい表現だと思うが、「婦人從坐者」は婦人が『禮記』曲礼下の士の妻が「士曰婦人」ならば、 問題は、婦女老弱の順が逆転していることで、先に「眊悼之人」、男子八十以上十歳以下が来る。十歳以下は、四年の詔では七歳になっ 婦女は、 未婚を女、 已婚を婦 (收孥)

雇山」とあるのが不動の解釈となっている。もう一つ『後漢書』孝和帝紀の女徒の場合: のではなかろうか。顧山銭については、「女徒雇山歸家」に注して「前書音義曰、令甲、女子犯徒遣歸家、每月出錢雇人於山伐木、 したものと考えられる。已論であれば雇山であり、已論―雇山が「顧山錢月三百」という具体的な記述に従うから、と言った関係になる

池澤、 る者、皆免じて田里に帰えす。夏四月丙寅、天下に大赦す(「十一年春二月、遣使循行郡國、稟貸被灾害不能自存者、令得漁采山林 ことを得しめ、税を收假せず。丙午に郡国中都官徒及び篤瘙(癃)老小女徒に詔して各々半刑を除く、其れ未だ竟きざること三月な (永元)十一(A.D.99)年春二月、使を遣わして郡国を徇行せしめ、灾害を被り自存すこと能わざる者に稟貸して山林池沢に漁采す 不收假稅。丙午、 韶郡國中都官徒及篤蹇老小女徒各除半刑、其未竟三月者、皆免歸田里。夏四月丙寅、大赦天下 (『後漢書,

卷四孝和孝殤帝紀)」)。

かろうか。除半刑とは別に「未竟三月」残余の繋日が三ヶ月を切った者は、「免歸田里」とするのである。 である。中都官徒と篤癃老少女徒が同じ詔の中で、「各如半刑」であり、さらに半刑にして「未竟三月」残余三ヶ月未満であれば、 田里」となる。中都官徒と老少女徒が区別されていることは、両者が犯罪人とその緣坐者で、それぞれ別個に収監されているからではな となっており、更に簡潔な表現になっている。新たに刑期の半分を免除するという詔の対象者は、郡国中都官徒、そして篤癃老少女徒達

帰結してくる。しかし、家から鄕里へというのは、何かが変異したから、だろうか。 免帰田里となる。制度的に際立っていた「歸女徒」と「赦天下徒―詔郡國中都官徒―免」と分けられていても、同一法制下の処断として 詔中都官徒を検索してみると、後漢に多く出現し、一定の規準(未竟指定月数以内)によって「免歸田里」となる。女徒は帰家で無く

巴の寡婦清のこと。「巴の寡婦清、其の先 (祖先)、丹穴(坑)を得たり、而して其の利を擅にすこと数世、家も亦訾 [言資財衆多無限數 れず。清、 最後に、貞婦について、この事例は少ない。始皇帝に感銘を与えた貞婦について、『史記』貨殖列伝、『漢書』貨殖伝に載録されている、 (『漢書』 卷九十一貨殖傳)」とある。また、「夫れ倮の鄙人牧長清、 寡婦もて能く其の業を守り、 財を用ひて自衛せば、人敢へて犯さず。始皇以て貞婦と為し而て之を客とし、爲に女懐清台を築 窮郷の寡婦たるも、礼は万乗に抗し、名は天下に顕わる、 豊に富

を以てすに非ざるや(『史記』 始皇帝は貞女と評して客として扱い、女懐清台を築いた。寡婦のみで万乗の諸侯と対等の礼を交わした、という。 卷一百二十九貨植列傳)」とあり、若干表現が変わる。 寡婦清は家業を守り、 用財自衛、 妨害もされなかっ

卷八宣帝紀)」とあり、 を以て、爵関内侯、黄金百斤を、潁川の吏民の行義有る者に及びては、爵人ごと二級、 と未婚女子という事であろう。 貞女が登場する。 循吏潁川の黄霸について、其の治績評価に現れる貞婦のこと。「(神爵四 (B.C.58) 貞婦順女とは 黄霸の治績尤異を嘉されて、 『左氏會箋』「箋曰未嫁曰女、已嫁曰婦(襄公三十年傳宋伯姬女而不歸の条)」とあり、 潁川の住民も顕彰に預かる。 有行義者力田には爵を貞婦順女には帛を賜うとあり 年)夏四月、潁川太守黄霸、治行尤異秩の中二千石 力田には一級、貞婦順女には帛を賜う(『漢書』 身持ちのよい寡婦

の鳥) 多たり、 関内侯、 俸)さる。詔ありて潁川太守の官に帰えり、八百石を以て居治すこと其前の如し。前後八年、郡中愈々治まる。是の時、 は或は八年、 百姓、化に郷(響)う、孝子弟弟、貞婦順孫、日々以て衆多たり、田者は畔を譲り、道に拾遺せず、鰥寡を養視して、貧窮を贍助し、 を発して馳道を治むに先だたずに坐して以聞され、又、騎士を発して北軍に詣るも馬士に適はず、乏軍興 また、「霸、外寬内明なるを以て吏民の心を得、 数々郡国に集り、 という点である。男子は孝子弟弟、 黄金百斤を賜い、秩中二千石たらしむ(『漢書』卷八十九循吏傳」)とある。長々引用したが、孝子弟弟、 重罪囚亡し、 潁川尤も多し。天子、霸の治行終も長者たるを以て、詔を下して称揚して曰く「潁川太守霸、 吏民、敎化に郷 (響) 女子は貞婦順孫、 い、行誼を興し、賢人君子と謂う可きにや。書に云はざるや。股肱良きかなと。 戸口は歳増し、 順孫は前に順女とあった。 治は天下第一と為り、 徴されて京兆尹に守たりて、 (罪名)と劾され、秩を連貶 貞婦順孫、 秩二千石たり。 詔令を宣布して、 鳳皇神爵 日々以て衆

獄

民

の為民興利、 頭謝せしむ。 を除き大ひに化を成すの其の対を条にして、 兆尹張) (禮記喪服四制) 五鳳三 (B.C.55) 年、 霸に奏して曰く「竊かに丞相の中二千石、博士に請いてともに郡国上計長吏守丞と雑問すを見るに、民の為に利を興こし害 除害成大化の対応を箇条にして、 丞相口にして言わずと雖えども、 一輩と爲し、先に上殿せしめ、舉ぐるも而して其の人數を知らざる者之に次し、敎を條に爲さざる者後に在らしめ叩 丙吉に代わり丞相と為り……鶡雀の丞相府に飛集す、霸は以て神雀と為し、 耕者の讓畔、 而して心は其れ之を爲さむと欲す也「『漢書』卷八十九循吏傳」。 耕者譲畔、 男女異路、道不拾遺、及び孝者弟弟、 男女の異路、 道に拾遺せず、及び孝子の弟弟たる貞婦たること有る者を挙ぐる 貞婦の評ある者を薦挙するものを一輩と 議して以聞せんと欲す。 郡国上計の際にそれぞれ

して真っ先に上殿させ、その功を顕彰する。ここでは男女異路が、夫婦別と、孝子弟弟貞女が、孝子弟弟貞婦順孫と、また順孫と順女と

の対比が興味深いと思う

ずるも、 与り而て義無ければ、固より烹らるに如かず(『史記』卷八十二田單列傳)」、とある。諫めを聴かれないのであれば、退いて在野に甘ん<sup>摯が</sup> 国が破亡してしまえば存命する意味がない云々、という潔さ、貞女にもこの廉恥心が求められるのであろう。 田単列伝では譬喩としての例である。 国既に破亡せば、吾存す能はず。今又之を劫かすに兵を以て君が将と為さむとす、是れ桀を助けて暴を為すなり。 王蠋曰く、「忠臣二君に事へず、貞女二夫を更えずと。 齊王吾が諫を聴かず、 故に退き而 其の生に

び、近者自りして始むと。故に詩書に所載の賢妃貞婦に採取して、興国顕家の法る可き則、 たもので、 平帝王莽とは同時代性のある劉向は、 以て天子を戒む(『漢書』卷三十六楚元王傳)」とある。賢妃貞婦ということと興国顕家に関わる生き方が顕彰される。 帝室、特に皇帝の自覚を促すことを趣旨として賢妃貞婦の物語から興国顕家、孽嬖乱亡の人物伝として書き起こしたとある。 俗の彌々奢淫に而して趙氏衛氏の属(外戚)の微賎より起り、礼制を踰えるを睹る。 烈女伝を著述するきっかけとして、宗室内部の綱紀礼制の弛緩が卑賎の后妃入内とともに弘まっ 及び孽嬖乱亡の者、序次して列女伝を為る、 向、 以為らく、王敎は内由りして外に及

弟は悌弟と解すべきかも知れない。 貞女は工巧でもある。『禮記』では、「孝子、弟弟、貞婦、皆得て察すべし」という(『禮記』喪服四制)。同軸の価値観として見れば、 工巧なるは天下以て妃と為さむとぞ願ふ(「曾參孝其親、天下願以爲子。子胥忠於君、天下願以爲臣。貞女工巧、天下願以爲妃」)」とあり、 「戰國策」秦策では、「曾參の其の親に孝なるは天下以て子と為さむとぞ願い、子胥の君に忠なるは天下以て臣とぞ為さむと願ひ、 貞女 弟

襄公三十年には、 宋共姬女而不婦、 こうして貞女とは嫁ぐ前の女子、『易』屯では「女子貞不字」とあり、 工巧で悌弟なる婦女と言える。 「観よや、 見てきたように貞婦には未嫁と已嫁の別があるが、寡婦と未嫁女ともに家業に勤しみ、清廉で廉恥、 宋伯姬について、「君子謂へらく、宋共姬は女にして婦ならず、女は人を待つ者なり。 女待人者也、 宋伯姬の貞婦の信を知るを「觀乎宋伯姬知貞婦之信」」とあり、鄭伯姬が貞婦の模範とされているようである。 婦義事也」)。箋に曰く、未嫁は曰く女と。已に嫁せば曰く婦と(「箋曰、 あらためて、 平帝紀の復貞婦二件を比較してみると、 朱子語類には「貞不字者未許嫁也」という。『春秋繁露』 婦の義は事へるなり(「君子謂 未嫁日女、 人に教誨をもたらすほど 已嫁日婦」)」、 『左傳』 第四王

元始元年 天下女徒已論歸家、顧山錢月三百。復貞婦鄕一人。

元始四年 詔曰「蓋夫婦正則父子親、人倫定矣。前詔有司復貞婦歸女徒、誠欲以妨邪辟全貞信。

定してのことではないか。 は初めから限られていたのではないか。また、「天下女徒已論歸家、 「天下女徒巳論歸家、顧山錢月三月」という条件も限定的で、「復貞婦」に匹敵する效果「妨邪辟、全貞信」を鄕里にもたらすにあると想 「復貞婦」が郷一人なのは、 寡婦未嫁女で家業に勤しみ清廉廉恥で模範となるような手仕事の匠、 顧山錢月三月」にしても、「復貞婦郷一人」と並列していることは、 貞淑な婦女とは条件が厳しく、該当者

### おわりに

としての詔であった。そこに見えてきた女徒の立場、女徒已論と未論繫囚の婦女老弱の倫理的課題、中都官詔獄とそこに収監されている 三百」と「復貞婦郷一人」を一文として女徒と貞婦を並列的に捉えてみた。この時に、そこに浮かび上がって来る問題があり、 帰家と得嫁、あるいは帰家は得嫁と、並列的でいて変移的な意味関連を取り挙げてみた。「天下女徒已論歸家、顧山錢月三百。復貞婦鄕 人々の問題も、帰家する家という視角から見る事が出来た。 一人」については、天下女徒と云う言い方から始まって、女徒已論帰家と顧山銭の関連の問題よりも「天下女徒已論歸家、 以上、「歸家得嫁」を手掛かりに、帰家―得嫁の並列的な言い方から、男の帰家―終於家とは異なる様相を窺い、婦女の帰家をめぐって、 その対処 顧山錢月

時系列的には、文帝の收孥を巡って、群臣との論争が継続している。戾太子事件をきっかけに、 城門八校尉営の暴走、郡国中都官繋囚

ろう。平帝は、幼弱、そして夭逝と影が薄い。しかし、この思索は、後漢で定型化し、中都官繋囚と並列的に取り上げられるようになる。 監された婦女老弱の構怨傷化の問題を再燃させ、聖王所制の忘れていた問題を喚起した。王莽が理想政治に利用しようとした策にも見え 前漢末平帝の「天下女徒已論歸家、 付けを促し、 の見せるための顕彰であった、という事になろう。それは、男の帰家が、「終於家」することで郡県長吏臨葬の格式を可視化して家の格 親人倫定」を冀求する施策であったことが見え隠れする。女徒を帰家させることと貞婦を復除することが、その意味で人倫の安定のため 三百」―「復貞婦鄕一人」―「復貞婦歸女徒」を、並列的に見たことで窺えたことは、 ような面を付加され、その措置を執った為政者に帰ってくるはずであった。こうして「歸家得嫁」―「短下女徒已論歸家」―「顧山銭月 貞婦の持つ道義的な面が女徒帰家にも被ってくる。結果として、貞婦が家を支える理想モデルとなり、 未論の婦女老弱はどうなるのか、という問題に突き当たる。同時に取り上げられる「復貞婦鄕一人」が治世の顕彰として取り上げられ、 隠れするのではないか。「復貞婦歸女徒」は、『白虎通』の「五行始定」、詔の「人倫定矣」を標として、衆目を集めようとした策略であ の婦女老弱篤癃の問題、廷尉監丙吉の宣帝哺育に関わった女徒復作をきっかけに、女徒復作の立場の問題も浮かび上がってきた。そして、 の軽挙の問題、 に去来するものは、治安安定、その五行始定の謂い、人倫定まるの思いではなかったろうか。夭逝する平帝の詔に借りて「夫婦正則父子 に結んで更始しようとする意図のあらわれであった。そして、王莽の簒奪―呂母赤眉の乱―後漢劉秀による集約への流れとなる。 つまり、「天下女徒已論帰家」は未論のまま為收(收孥)となった婦女老弱の辿り着いた通過点でもあり、女徒已論者が帰家するのなら、 その格付けされた私の家から、 その後の司隷校尉開設と中都官徒の活用などが時代を動かしていく繫囚の問題があり、その獄内の女徒已論者、 顧山錢月三百。 起家して国を支える公の家が現れる、というもう一つの論理に支えられていたのではなかろ 復貞婦鄕一人」は一体となって「復貞婦歸女徒」とを一括した表象として、無辜で収 家の危機と時代閉塞の演出であり、それを因果的 女徒帰家が家の復興再建の象徴の 繋囚未論

### 注

国と家は郷に於いて出逢うのであろう。

- $\widehat{1}$ 拙稿、 「『在棺堂上』から―爲衣衾棺斂、轉送其家」、『中国二一』、四十一卷、 愛知大学現代中国学会編、東方書店、二〇一四年刊
- 「『家』字義考―秦漢期の同時代的な『家』概念―」「起家」『國學院大學紀要』第五十二卷、 國學院大學、二〇一四年刊。「『起家と 『爲家人絕祀』

漢帝国時代の家と祭祀―」、『國學院大學紀要』第五十四卷、國學院大學、二〇一六年刊

- (3)「夫人以下七輩」については、 『春秋繁露』爵國に、「而立大國一夫人、一世婦、左右婦、三姫、二良人」と見える
- (3)『春秋繁露』止雨、 「乃都官吏千石以下、夫婦在官者、咸遣婦女子不得至市」とある。「夫婦在官」という言い方が面白い
- (5)濱口重國「踐更と過更―如淳說の批判」、『秦漢隋唐帝國史の研究』上卷第二部第一東京大學出版會、一九六六年刊、四六二-三頁。また、池田夏樹「秦漢律

における『老少疾病婦人』と刑事責任」、『日本秦漢史學會會報』第七號、日本秦漢史學會、二○○六年刊所收、もこの史料について詳しく分析している。

- (6)已論について、典拠は本論中、『漢書』卷四文帝紀、孝文帝二年の条、收拏を停止する詔。當時の裁判の流れから、犯法―捕告詣廷―有鞫―封守―論決―施 学人文科学研究所、二〇〇七年刊で詳述した。 刑若しくは再審奏讞(上告)の流れで、結審の場として詔獄が位置している。拙稿「『与廷尉雑治』と詔獄―漢代の訴訟―」、『人文研紀要』第61号、中央大
- (7)『漢書』卷六十六「郎官故事」に、郎をして出錢して財用を、市わしめ文書を給して乃ち出すを得たらしむ。名づけて山郎と曰ふ。「令郎出錢市財用給文書 とも出来るのではないか なら、それは男子にの刑で、婦女の白粲刑とは本質的に違う。また、『管子』輕重篇乙には、 ら文書による請求で供出させる。山郎の山は、顧山の山とも繋がるのではないか。また、鬼薪刑の祭祀用蒸柴の採集とその代錢納とし、鬼薪刑に擬えるの を出さして財用を買い求めさせ、文書を発給して供出させる、という遣り方。これを山郎という、ということらしい。先に大量に購入させておいて、 乃得出名曰山郎」とある。この注に張晏曰く、財用の出る所の故に名を取る也(「張晏曰財用之所出故取名也」)とある。山郎と謂われるのは、まず郎が銭 「鼓山鐵」が取り上げられているが、この役に淵源を求めるこ
- (8)前掲拙稿「『与廷尉雑治』と詔獄」に詳述した。
- (9) 『漢書』卷八宣帝紀、 「治巫蠱於郡邸、 憐曽孫之亡辜、使女徒復作淮陽趙徵卿、渭城胡組更乳養」とある。
- (10)冒頭の数字は「雲夢睡虎地秦墓」雲夢睡虎地秦墓篇写組、文物出版社、一九八一年刊所收写真簡番号、通番に作る。以下同じ。
- 11 前揭注 而止其半石、 者月禾一石二斗半斗、未能作者月禾一石。嬰兒之毋母者各半石、雖有母而與其母冗居公者、 10 春月一石半石。隸臣城旦高不盈六尺五寸、隸妾高不盈 全文は、 116 隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事勿稟。小城旦隸臣作者月禾一石半、未能作者月下一石、 119 六尺二寸、皆爲小高五尺二寸。皆作之 亦稟之禾 118 月半石。隸臣田者以二月、稟二石半石、到九月盡 倉」。 小 117
- 12 『漢書』卷十二平帝紀、「春正月、郊祀高祖以配天、宗祀孝文以配上帝。改殷紹嘉公曰宋公、周承休公曰鄭公」とある。

- (13)眊悼について、平帝四年の詔の「男子年八十以上七歳以下」。師古注に、「八十日眊、七年日悼。眊者老稱、 悼也」とある。 言其昏暗也。悼者、未成爲人、於其死亡、可哀
- (4)「張晏曰、名捕、謂下詔特所捕也」とある。前揭拙稿「『與廷尉雑治』と詔獄」参照
- (15) 『史記』卷一五帝本紀、 評価を得る。鄭玄の五品は父母兄弟子とする注がある。 「舜曰、契百姓不親、五品不馴、 汝爲司徒而敬敷五教在寬」とある五教。結果として「契主司徒百姓親和。龍主賓客遠人至」という
- 16 『漢書』卷九十一貨殖傳、「巴寡婦淸、 其先得丹穴、而擅其利數世、 家亦不訾。清寡婦能守其業、 用財自衞、 人不敢犯。 始皇以爲貞婦而客之、爲築女懷淸臺」
- 17 『史記』卷一百二十九貨植列傳、 婦而客之、爲築女懷淸臺。 夫倮鄙人牧長、清窮鄕寡婦、禮抗萬乘、名顯天下、豈非以富邪」とある。 「而巴寡婦清、 其先得丹穴、而擅其利數世、家亦不訾(貲量)。清、 寡婦也、 能守其業、 用財自衞、 不見侵犯。秦皇帝以爲貞
- (18)『漢書』卷八宣帝紀、「夏四月、潁川太守黃霸以治行尤異秩中二千石、賜爵關内侯、黃金百斤。及潁川吏民有行義者爵、 人二級、 力田 二級、 貞婦順女帛」と

ある。

- 19 『漢書』卷八十九循吏傳、「霸以外寬内明得吏民心、戶口歲增、 川太守霸、 乏軍興、連貶秩。有詔歸潁川太守官、 賢人君子矣。書不云乎。股肱良哉。其賜爵關内侯、黄金百斤、秩中二千石」とある。 宣布詔令、 百姓鄉化、孝子弟弟貞婦順孫日以衆多、 以八百石居治如其前。前後八年、 田者讓畔道不拾遺、 治爲天下第一。徵守京兆尹秩二千石。坐發民治馳道不先以聞、又發騎士詣北軍馬不適士、 郡中愈治。是時鳳皇神爵數集郡國、 養視鰥寡贍助貧窮、獄或八年亡重罪囚、吏民鄉于教化、興於行誼、 潁川尤多。天子以霸治行終長者、 下詔稱揚日 可謂 万額 劾
- 20 『漢書』卷八十九循吏傳、 とある。 有耕者讓畔、 治郡。時京兆尹張敝舎鶡雀飛集丞相府、 男女異路、 道不拾遺、及舉孝子弟弟貞婦者爲一輩、 「五鳳三年、 代丙吉爲丞相、 霸以爲神雀、 議欲以聞。 封建成侯、食邑六百戶。霸材長於治民、 敝奏霸曰「竊見丞相請與中二千石博士雜問郡國上計長吏守丞、爲民興利除害成大化條其對, 先上殿、舉而不知其人數者次之、不爲條教者在後叩頭謝。丞相雖口不言、 及爲丞相、 總綱紀號令、 風采不及丙、 魏、 于定國、 而心欲其爲之也 功名損於
- (21)『史記』卷八十二田單列傳、「王蠋曰「忠臣不事二君、貞女不更二夫。齊王不聽吾諫、故退而耕於野。國旣破亡、吾不能存。今又劫之以兵爲君將、是助桀爲 暴也。與其生而無義、 固不如烹」とある。

- (22)『漢書』卷三十六楚元王傳、「向睹俗彌奢淫、而趙、衞之屬起微賤、踰禮制。向以爲王教由内及外、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、 及孽嬖亂亡者、序次爲列女傳、凡八篇、以戒天子」とある。
- (2)禮記喪服四制「比終茲三節者、仁者可以觀其愛焉。知者可以觀其理焉。强者可以觀其志焉。禮以治之義以正之、孝子弟弟貞婦、皆可得而察焉」とある。